

# 2.都市計画のあらまし

## 都市計画とは

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を総合的、一体的に定め、良好な都市環境の形成を図るための計画です。

都市計画法では、農林漁業との調和を図りながら健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することを目指しており、このために、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることを基本理念としています。

土地造成や建築物などを規制する都市計画制限(開

発許可制度・建築制限)や、道路・公園などの都市施設の整備や土地区画整理事業などにより快適で住み良いまちづくりが実現されます。

具体的な計画としては、都道府県が広域的な視点から、各都市計画区域ごとの基本的な方向性を定める計画(県区域マスタープラン)と、市町村が総合計画並びに県区域マスタープランの方針に即して、まちづくりに関する地域の課題や整備等の方針を地域ごとに具体的に定める計画(市町村マスタープラン)があります。

## 矢板市の都市計画に関する基本的な方針(矢板市都市マスタープラン)

本市がもつ固有の自然、歴史、生活文化、産業など地域特性を踏まえながら、住民の理解と参加のもとに、地域社会共有の身近な都市空間を重視した都市づくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定めた都市計画の基本

的な方針として、平成25年11月に見直し策定しました。

主な内容は、都市づくりの目標、将来都市構造、都市整備方針等となっており、矢板市の実現すべき都市の将来像と都市づくりの基本方針を定めています。

## 都市計画の体系

